

教授会，大学院教育学研究科委員会諸会議及び諸委員会における公欠の取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成16年3月31日

東京学芸大学長
鷺山恭彦

教授会，大学院教育学研究科委員会諸会議及び諸委員会における公欠の取扱いの一部を改正する取扱い

教授会，大学院教育学研究科委員会諸会議及び諸委員会における公欠の取扱い（平成12年3月21日制定）の一部について，別紙新旧対照表の左欄を，右欄のように改正する。

教授会，大学院教育学研究科委員会等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱い新旧対照表（案）

現 行	改 正（案）
<p>教授会，<u>大学院教育学研究科委員会</u>等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱い</p> <p>〔省略〕</p> <p>第3 大学が企画運営する行事により教授会，<u>大学院教育学研究科委員会</u>等を欠席する場合は，会議の前日までに申し出ることとする。</p>	<p>教授会等諸会議及び諸委員会における公欠の取扱い</p> <p>〔省略〕</p> <p>第3 大学が企画運営する行事により教授会等を欠席する場合は，会議の前日までに申し出ることとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この取扱いは，平成16年4月1日から施行する。</u></p>